

4 什器・備品損害補償制度

<動産総合保険>

～グループホーム内の什器・備品の損害に備えて～

火災、爆発・破裂等の他、台風、豪雨、洪水等の水災、盗難、破損まで幅広く補償します。

補償される事故

ホーム（建物）内の什器・備品が火災、爆発・破裂、台風、豪雨、洪水、盗難、破損等により損害を被った場合、300万円を限度（免責金額1万円）に補償します。

(注) 什器・備品の対象とならないもの

- 自動車、船舶、航空機
- 建物の付属設備
- 商品、通貨、有価証券
- 植物、動物
- リース品
- 入居者の家財 等

主な事故例

- ホーム内で入居者がホーム所有のオーディオ機器を落として破損。
- 洪水によりベッドが破損。
- 職員の不注意によりポヤを起こし事務室内什器・備品が焼損。

(注) 本制度はホーム内の什器・備品を300万円を限度とし補償しております。300万円以上の補償をご希望の場合や、入居者の家財は別途火災保険等が必要ですのでお気軽にご相談ください。建物についてもご相談ください。



●保険金額と保険料

| 保 険 金 額 | | 保 険 料 |
|------------|----------------|---------|
| 1事故・保険期間通算 | 300万円（免責金額1万円） | 24,000円 |

保険金のお支払い等詳細についてはP17、重要事項説明をご参照ください。

5 ボランティア向け災害補償制度

<ボランティア活動保険>

～ボランティアの方々の災害に備えて～

本制度は高齢者介護の活動に取り組まれているボランティアの方々が安心して活動できるよう、不慮の事故に対する賠償リスク、傷害リスクを補償します。

主な事故例

<賠償責任補償>

- 介護ボランティア活動中に車椅子を押している際、あやまって、車椅子を転倒させてしまい、乗っていた方にケガをさせて、賠償責任を負った。



<傷害補償>

- ボランティア活動中に交通事故でケガをした。
- ボランティア活動終了後、住居への帰宅途中に道路で滑って転倒し、ケガをした。



●保険金額・支払限度額と保険料

| 補償内容 | | 保険金額（免責金額なし） | 保険料 |
|---------------------------|-------------|--------------|-----------------------------|
| 傷 害 | 死亡・後遺障害保険金額 | 1,600万円 | ボランティア 1名あたり 500円 |
| | 入院保険金日額 | 7,500円 | |
| | 通院保険金日額 | 4,000円 | |
| 賠償責任支払限度額（身体、財物共通、一事故につき） | | 2億円 | |

(注) 年間に活動されるボランティアの登録人数で計算ください。(活動日数は関係ありません)

(例) 年間150日活動するボランティア3名、年間100日活動するボランティア2名、年間50日活動するボランティア1名の場合
3+2+1=6名 保険料：500円×6名=3,000円 ●加入時に名簿提出は不要です（事故の際は名簿をご提出いただけます。）。

ボランティア人数
保険料(500円 × 人) = 円

対象となるボランティア活動とは

自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動

- ① 所属ボランティア活動団体の会則（名称を問いません。）に則り企画、立案された活動
 - ② ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動
 - ☞ 活動には、活動のための学習会または会議等を含みます。
 - ☞ 有償の活動（交通費等実費の費用弁償程度の支給がなされる場合を除きます。）は除きます。
 - ☞ 往復途上（ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（*）を出発してから住居（*）に帰着するまでの間）も補償されます。
- (*) 住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰る場合は、その施設とします。